

利用料（厚生労働大臣の定める基準額）

（地域区分含む）

居宅介護支援費（月額）	要介護1・2	要介護3・4・5
取扱件数 ^(※注) 40件未満の場合	10,857円	14,098円
取扱件数40件以上60件未満の場合 (40件～59件の件数のみ)	5,428円	7,054円
取扱件数60件以上の場合 (60件以上の件数のみ)	3,261円	4,230円

初 回 加 算	① 新規に居宅サービス計画を策定した場合 ② 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合	3,126円
退 院 ・ 退 所 加 算	病院等の職員と面談し情報提供を受けサービス利用調整を行った場合	3,126円
入 院 時 情 報 連 携 加 算	入院時に、病院等の職員に利用者の必要な情報を提供した場合 情報提供時（Ⅰ）訪問した場合（Ⅱ）訪問以外の方法の場合	（Ⅰ）2,084円 （Ⅱ）1,042円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	それぞれの事業所に対し利用者の必要な情報を提供し 居宅サービス計画の作成等に協力した場合	3,126円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより医師等と利用者宅に訪問しカンファレンスを行いサービス調整を行った場合	2,084円

※ これらの加算は上記の条件を満たした際に、加算されます。

平成 27 年 4 月 1 日